

【医療的ケアが必要なお子さんの保育所等の受入れについて】

多賀城市では、下記のように受入れをしています。

入所を希望される場合は、子ども政策課幼保支援係にご相談ください。

1 受入れの要件

受入れには、次の(1)～(3)の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育を行うことが必要であると認められること
- (2) 主治医が、保育所等における集団保育の実施が可能であると判断していること
(集団保育が可能であることの確認内容)
 - 入院して治療する必要はなく容態が安定していること
 - 医療的ケアが日常生活の一部として定着していること
 - 日常的に他児から隔離する必要はないこと（感染症リスクがないこと）
 - 看護師による連続的な容態の観察（※）は必要ないこと
（※）脈拍、呼吸、体温等の生命徴候の確認等
- (3) 保育所等における受入れ体制や環境の整備が可能であること

2 医療的ケアの内容

日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる次の医療行為とします。

- (1) 導尿
- (2) 経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）
- (3) 喀痰吸引（口腔・鼻腔内・気管カニューレ内部）
- (4) その他医療行為（入所相談時に詳細をお聞きします。）

3 対象年齢

当該年度の4月1日時点で、1歳の誕生日を迎えているお子さんとします。

ただし、医療的ケアの内容が【喀痰吸引】の場合は、当該年度の4月1日時点で、3歳の誕生日を迎えているお子さんとします。

4 受入れ体制

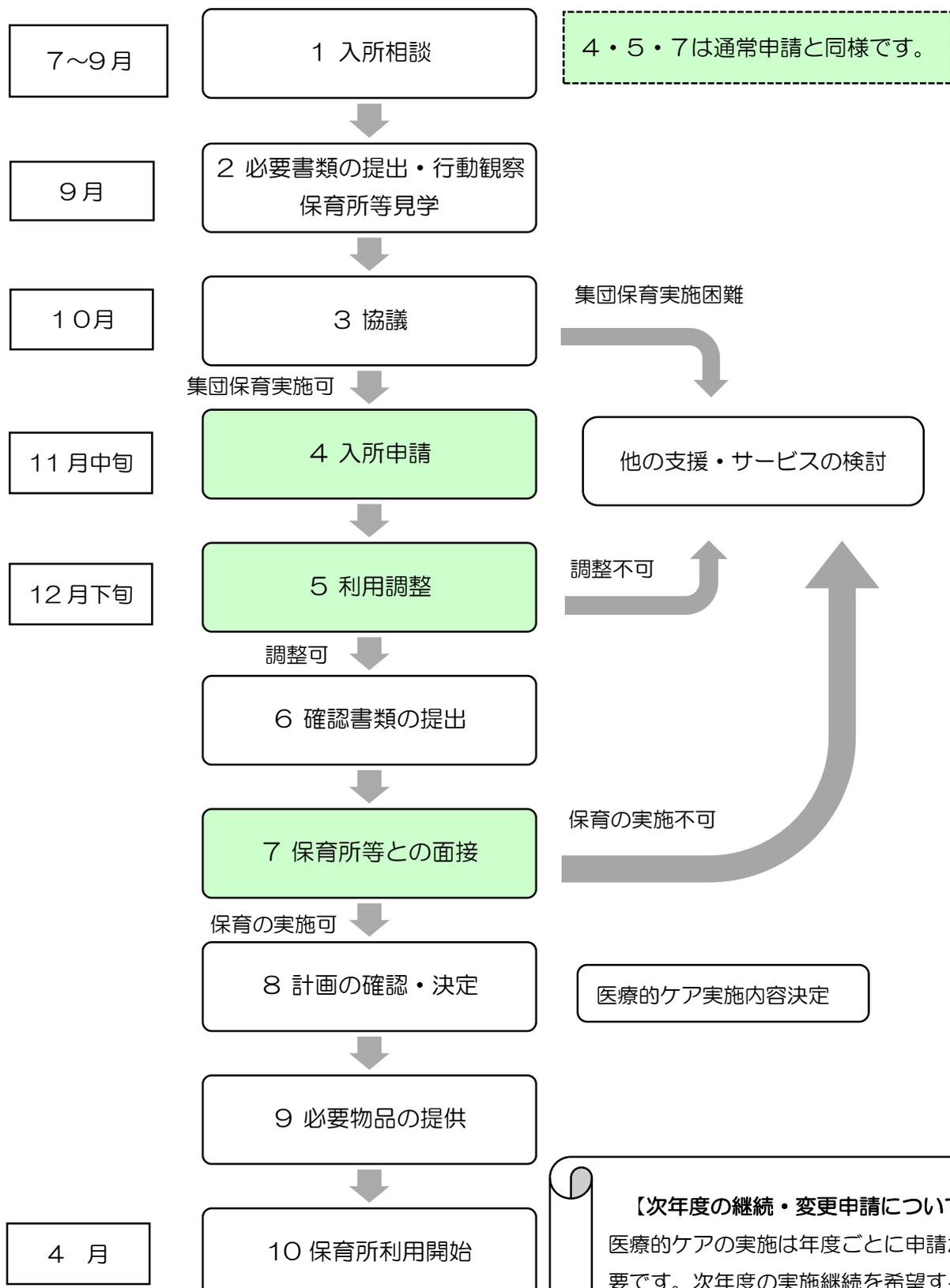
- (1) 受入れ時期は、4月1日入所を基本とします。ただし、年度途中での申請については、医療的ケア児受入れの要件を満たした場合は入所を可能としますが、入所相談から保育所等の利用調整までには、おおむね5か月程度かかります。
看護師の配置ができなかった場合や保育所等の人員、施設又は設備の状況により受入れができない場合があります。
- (2) 実施保育所は、市内保育所等とし、当面は公立保育所を基本とします。
- (3) 保育所等で医療的ケアを実施できる日及び時間は、看護師による医療的ケアの実施体制が整えられる日・時間とします。公立保育所の場合は、平日（月～金曜日）の午前8時30分から午後4時30分までの範囲とします。

5 協議

保育所等での集団保育の実施の可否について、新規申込み時や継続実施に係る申請時、医療的ケアの内容に変更が生じた場合等に、受入れの要件の事項等に基づき、専門職を交えて協議を行います。

入所までの流れ及び手続は、次のとおりです。

■ 4月入所の場合



4・5・7は通常申請と同様です。

集団保育実施困難

他の支援・サービスの検討

調整不可

保育の実施不可

医療的ケア実施内容決定

【次年度の継続・変更申請について】
医療的ケアの実施は年度ごとに申請が必要です。次年度の実施継続を希望する場合は、申請が必要です。実施内容の変更時も申請が必要です。